

第3回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成16年4月23日（金）13：30～16：15

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

議事に先立ち、議長から、議事進行の都合により、議事のその他の「教育研究評議会の運営方法について」から審議願う旨の説明があり、了承された。

(1) その他

○ 教育研究評議会の運営方法について

議長から、教育研究評議会の運営方法について次のような提案があり、審議の結果、提案どおり了承された。

① 評議員の代理出席は認めないこととする。ただし、部局選出の評議員（部局長及び学内共同教育研究施設の長の代表者に限る）がやむを得ない理由により出席できない場合には、当該部局から教授1人の列席を認める。

② 本会議の開催日については、原則として毎月第4金曜日の13時30分からを定例開催日とする。また、具体的な開催日については、2月前の教育研究評議会において報告し、その際特段の申し出がなければ開催日程を決定する。

③ 議事要録については、原則として次回の教育研究評議会までに当該議事要録案を作成し、各評議員に送付する。なお、本年6月を目処に議事要録案の送付方法として、電子メール（PDFファイル）による送付に切り換える予定である。

原案送付後、1週間から10日程度の期間をおき、特段の修正意見がなければその時点で議事要録を確定し、その旨を通知する。また、修正意見が出された場合には、原則、次回の教育研究評議会において修正内容を確認願い、確定した上で確定後の議事要録を各評議員に送付する。

④ 議事要録の公開については、原則公開とするが、個人情報その他公開することが適切でない議案等については非公開とする。

なお、審議の過程で、部局長が本評議会に出席できない場合は、列席ではなく代理として出席できないかとの意見があり、これに対し、議長から、①列席の場合でも会議での発言は可能であること、②案件に關係のある部局長が不在である状況で重要事項を決定することはありえない旨の説明があった。

続いて、議長から、教育研究評議会の運営方法について了承されたことを受け、薬学部長から本日出張により欠席するため薬学部教授を列席させたい旨の申し出があつている旨の説明があり、同教授の列席が了承された。

また、平成16年度の教育研究評議会等の開催予定日について、資料5に基づく説明と、教育研究評議会、経営協議会等における審議内容については外部に公開することとしており、構成員の出席状況も公開することとなるので、あらかじめ了承願いたい旨の説明が加えられた。

(2) 平成16年度国立大学法人長崎大学年度計画（案）について

議長から、本件について審議の提案があった後、理事（総務・企画担当）から、中期目標、中期計画に関しては4月1日開催の教育研究評議会で了承され、4月20日開催の経営協議会で審議し、4月21日開催の役員会の議を経て、文部科学省へ提出した旨の経過説明と、4月1日開催の教育研究評議会後に修正した教育学部附属学校に係る記載内容に関して報告があった。

続いて、理事（総務・企画担当）から、中期計画（案）と平成16年度年度計画（素案）について、資料1に基づき説明があり、加えて、16年度が終了した時点で年度計画の評価・検証を行う必要があること、また、評価・検証する際には、計画を実行したという根拠となる資料を出すことができるかという点に留意して年度計画（案）を作成している旨の説明があった。

次に、平成16年度国立大学法人長崎大学年度計画に関する今後のスケジュールとして、①本案については、部局に持ち帰り検討願い、部局からの意見等を5月14日までに総務部企画課へ報告願うこと、②本案については、経営協議会へ提示し、経営協議会構成員からも意見を求めていること、③各部局等から出された意見を理事、学長補佐、事務局各部の部長等と検討し整理した後、次回の教育研究評議会で審議願い、文部科学省へ提出予定である旨の説明があった。

続いて、理事（財務担当）から、年度計画の予算関係部分に関して資料1の別添1に基づき説明があった。

(3) 中期目標・中期計画の部局案について

議長から、中期目標・中期計画の部局案について審議の提案があった後、理事（総務・企画担当）から、次のような説明があった。

- 各部局から提出願った中期目標・中期計画の素案については、最終的には文部科学省への提出は求められていない。しかし、大学全体の中期目標・中期計画を実施する際には、各部局及び各センターのそれぞれの行動計画・目標が重要であり、大学として各部局の中期目標・中期計画の考え方を把握しておく必要があることから、大学全体の中期目標・中期計画を基に、再度部局案を見直していただきたい。また、評価に耐え得る計画を立てる必要があるため、できる限り数値目標や具体的な実施年度に配慮して検討願いたい。提出期限は後日連絡するが、今のところ6月中を目処に考えている。

この説明に対し、大要次のような質疑応答があった。

- 部局の中期目標・中期計画は、これまでページ数の制限があったが、今回提出する資料も同様か。
- △ 文部科学省への提出は不要なので、特にページ数の制限はない。
- 今回提出するのは、部局の6年間の中期目標・中期計画と平成16年度の年度計画に対する意見等の両方を出す必要があるのか。また、16年度計画で実行できなかつた事項については、翌年度に繰り越すことは可能か。
- △ 両方とも提出願いたい。16年度計画で何らかの理由により実行できなかつた事項は、翌年度に繰り越すことは可能である。
- これまで、部局の中期目標・中期計画については、教育・研究のみの記載だったが、それ以外の事項でも記載できるか。
- △ 例えば、組織の改編などのうち教育・研究に直接係わるものなどは記載しても差し支えないが、終了時点において、その計画が実行できたかどうかの評価が重要になるので、その点は十分に留意願いたい。
- 部局における中期目標・中期計画に関する評価はどこが行うのか。
- △ 大学全体の評価を行う国立大学法人評価委員会の評価を受けるに当たっては、大学で行う自己評価をベースとして同委員会が評価を実施するので、基本的には、本学として各部局を含めた自己評価を実施する必要がある。自己評価を実施する組織や方法等は本学の大学評価委員会で具体的に検討することとなる。
- 大学全体の中期目標・中期計画では、数値目標の記載がほとんどなくなっているが、部局にとては何を基準に数値目標を記載するのかわからない。
- △ 例えば、科学研究費補助金の応募件数を増加させるなど各部局の実情に応じた数値目標を記載できる事項があると思う。各部局の数値目標を基に大学全体で集約できればと考えている。
- 大学評価・学位授与機構が示した11項目の評価基準は、中期目標・中期計画に関する評価と関係はあるのか。
- △ 中期目標・中期計画に対する評価は国立大学法人評価委員会が行うが、研究・教育に関しては大学評価・学位授与機構に評価を委託するということであり、同機構が示した評価基準も関連するものと考えられる。

(4) 平成16年度予算配分案について

議長から、平成16年度予算配分（案）については、旧部局長会議を経て、2月27日の旧評議会で了承されていたが、予算配分に係る積算方法に検討の必要性が生じたことから財務部に分析を依頼し、4月9日開催の連絡調整会議で分析結果を資料として提示の上、見直しを含め検討願っていた旨と、4月16日開催の連絡調整会議において、前回の連絡調整会議からの継続案件としての審議に加え、同連絡調整会議に提示した予算配分案に一部修正の必要が生じたので、その修正部分を含め資料を提

示し、審議願った旨の経過説明があった。

引き続き、議長から、2月27日の旧評議会で了承された平成16年度予算配分（案）を見直すこととなった経緯等について追加資料に基づき説明があった後、本件に関して再提案に至ったことについての陳謝があり、見直すこととなった経緯については部局の全構成員に周知願いたい旨の依頼があった。

次いで、理事（財務担当）から、見直し後の平成16年度予算配分案について、資料2に基づき説明があった後、今回の見直しについて陳謝があった。

これに対し、本件については2月27日開催の旧評議会で第3次案として議決しており、これを覆すのであれば、評議会としての決定事項を一度取り消し、再度提案するなどの手順を踏むのが本来のルールである旨の意見があり、議長から、2月27日の旧評議会で了承された平成16年度予算配分（第3次案）については、追加資料に記載の事情により、本日配付の資料により再度審議したい旨の提案があり、これが了承された。

引き続き、平成16年度予算配分案について審議の提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 長崎大学名誉教授の選考について

議長から、本年3月に本学を退職された教授のうち、関係の部局長から名誉教授の称号授与の内申があつてある旨の説明の後、本日は当該部局長から推薦理由を説明願い、5月開催の本評議会において最終的な選考及び決定を行いたい旨の提案があり、了承された。

引き続き、資料3に基づき、教育学部長、工学部長、環境科学部長、水産学部長及び医歯薬学総合研究科長から、それぞれ略歴、推薦理由及び功績等の説明があつた。

なお、議長から、資料3については次回の本会議に持参願いたい旨と、名誉教授推薦の資料については、今後できるだけ統一し、簡素化した様式としたい旨の説明が加えられた。

(6) 知的財産関係の諸規則（案）について

議長から、知的財産関係の諸規則（案）について審議の提案があつた。

引き続き、理事（社会貢献・情報担当）から、①長崎大学知的財産委員会規則、②長崎大学利益相反委員会規則、③長崎大学発明評価委員会規程、④長崎大学職務発明等審査委員会規程、⑤長崎大学職務発明規程、⑥長崎大学共同研究規程、⑦長崎大学知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程、⑧長崎大学研究成果物等取扱規程、⑨長崎大学研究試料取扱規程、⑩長崎大学職務発明に対する補償金の支払要領、⑪長崎大学寄附金取扱規程について、資料4に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、長崎大学研究成果物等取扱規程第9条の成果有体物の公表について質問があ

り、例えば学会など学外で発表する場合について規定したものである旨の説明があった。

また、知的財産に関しては、具体的な手続きの流れ図などを作成願いたい旨の要望があった。

4 報告事項

(1) 副学長の称号の付与について

議長から、国立大学法人長崎大学基本規則第13条第2項に定める副学長として、松岡數充、福永博俊、片峰 茂、崎山 豪の4名の理事を指名し、副学長の称号を付与した旨の報告があった。

(2) 全学委員会等における理事及び学長補佐の担当について

議長から、法人化に伴い新たに設置する学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会は学長が指名する理事を構成員としていること、また、法人化後の全学委員会には学長が指名する理事及び学長補佐を構成員としている委員会がある旨の説明があった後、これらの全学委員会等の構成員となる学長が指名する理事及び学長補佐について、資料6に基づき報告があった。

(3) 長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部修正について

理事（人事・教育担当）から、長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程に関して医学系教職員組合から意見があり、看護師の勤務形態に関する規定の一部について字句を修正した旨の報告があった後、資料7に基づき修正箇所の説明があった。

(4) 長崎大学船員就業規則の一部修正について

理事（人事・教育担当）から、長崎大学船員就業規則の規程内容について、福岡運輸局から指導があり、同規則の一部を修正した旨の報告があった後、資料8に基づき修正箇所の説明があった。

(5) 時間外労働及び休日労働に関する労使協定の締結について

理事（人事・教育担当）から、平成16年4月1日付けで締結した時間外労働及び休日労働に関する労使協定書について、資料9に基づき報告があった。

なお、教官の担当授業と勤務時間の関係について質問があり、理事（人事・教育担当）から、教官はフレックスタイム制であるため、週40時間となるよう各自調整する必要がある旨の説明があった。

(6) 平成16年度入学者選抜の状況について

理事（人事・教育担当）から、平成16年度の一般選抜及び特別選抜に係る入学試験の状況について、資料10に基づき報告があった。

引き続き、議長から学長補佐（入試担当）に対し、入学者選抜方法研究委員会において取りまとめた「長崎大学の入学試験その現状と分析」に関して説明が求められ、同補佐から、追加資料に基づき説明があった。

(7) その他

ア 学生の交通事故について

（学生の個人情報を含む報告事項であるため非公開）

イ 学長選考会議委員について

議長から、学長選考会議委員について、資料12に基づき報告があった。

ウ 授業料及び入学料の免除率について

議長から、平成16年度の授業料及び入学料の免除率については、平成16年度の授業料及び入学料の収入予算が平成15年度の免除率を基に積算されていることから、前年度と同率となる旨の報告があった。

エ 海洋資源教育研究センターについて

水産学部長から、①水産学部附属練習船の新船の建造に伴う余剰人員を活用し、水産学部附属の海洋資源研究センターを学内共同教育研究施設に改組する計画を進めていること、②中期計画に盛り込まれている東アジア地域を中心とする海洋環境と資源に関する研究を推進する全学的な研究拠点として、本センターを発展させたいと考えている旨の発言があり、今後、本件に関して、関係各方面に協力願いたい旨の依頼があった。

オ 5月及び6月教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、5月及び6月の教育研究評議会の開催日時について、連絡があった。

以 上